

議会受付番号	鎌議第 1438 号
質問者	上島寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 件名

総務部納税課の組織再編と職員の異動等について

### 2 質問の要旨

- 1 納税課職員（再任用）小原芳則は公文書を間接的に改竄したことは間違いないか。この見解を是とするか、否とするか。是・非のいずれかのみで答弁せよ。
- 2 鎌議第 1350 号答弁によれば、現段階では公文書改竄をした納税課 小原については異動を考えていないということであるが、鎌倉市役所の組織として、異動の必要性は無いという考えか。
- 3 マイナンバー導入にあたり要となる部署での問題の発覚にも関わらず、複数回にわたって重大な公文書の改竄をしたような職員が納税課に相応しい人材であるとなぜ市長は判断したのか。その理由は何か。（近隣市において情報漏洩が発端となり重大な殺人事件も発生している事実を重く鑑みよ）
- 4 マイナンバー制度導入にあたって公文書改竄を行った小原は職員として現時点において、市民の信頼に値する人物なのか。市民からの信託を受けた市長として如何か。
- 5 納税課長は納税業務を預かる職務から小原が納税課に必要であるという考えをお持ちか。納税課長に実際に問うて答弁せよ。

### 3 答弁

- 1 公文書を間接的に改ざんしたことになります。
- 2 鎌議第 1254 号及び鎌議第 1350 号でお答えしたとおり、被処分者に対しては懲戒処分をもって戒めとしており、また、所属長に対しても、所属職員への指導は、今後より適正に行うよう注意しています。このため、現段階での異動は考えておりません。
- 3 再任用となる職員が、これまで培ってきた知識・経験が有効活用できる職場として、過去の所属歴を参考に決定したものです。

- 4 懲戒処分を受ける行為を行ったことは、市民の信頼を裏切ってしまったと考えます。当該職員に対しては、懲戒処分を行い、戒めとしたことから、今後は公務員として職務に精励してほしいと考えています。
- 5 当該職員が納税課業務に従事することは、これまで培った知識・経験を発揮することにつながると考えており、現段階では納税課に配置しています。今回、懲戒処分を受けたことについては、来年度の再任用職員として採用を判断するに当たって参酌していくこととなります。